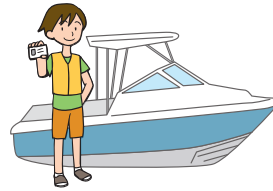


あなたは遵守事項を守っていますか!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

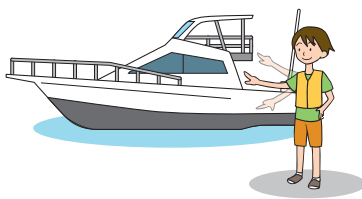
- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用※



- 見張りの実施



- 発航前の検査



- 事故時の人命救助



※着用範囲については国土交通省ウェブサイトをご覧ください。スマートフォン、タブレット端末で下記のQRコードからアクセスすることもできます。



遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用※、発航前の検査義務違反	2点	5点

※2022年2月1日よりすべての違反者に違反点数の付与開始。詳しくは、国土交通省ウェブサイトをご覧ください。

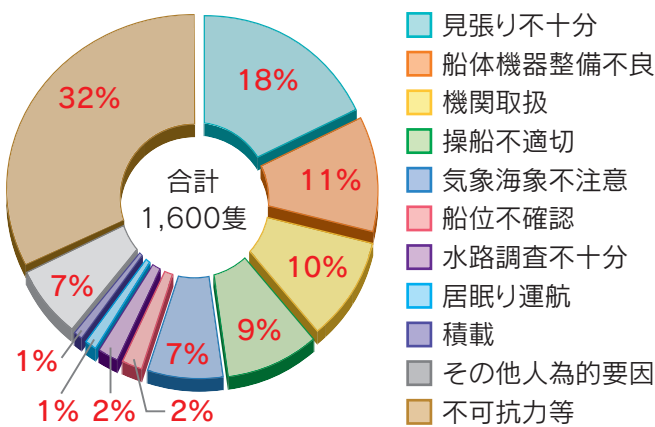
行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

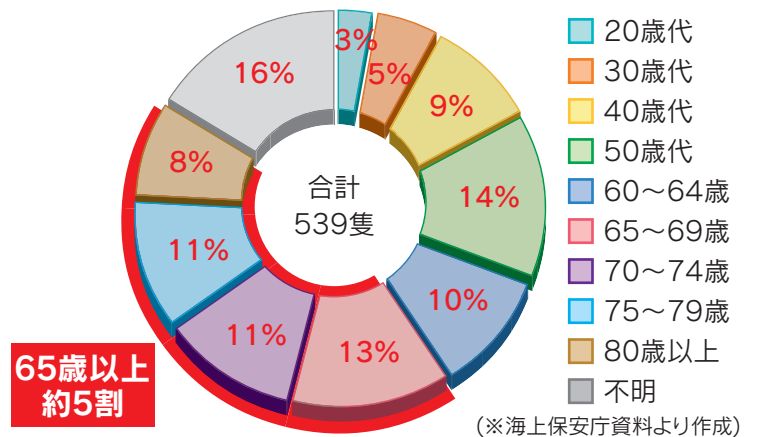
※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

主な小型船舶の事故の特徴

事故発生原因(平成30年)



漁船の操縦者年代別事故発生状況(平成30年)



○海難事故の傾向を見ると…

見張り不十分や操船不適切、整備不良が多くなっています。事故を起こさないために見張りなど確実にしてください。

○発航前検査は、最後のページの発航前検査チェックリストによる整備をしてください。

○船舶を長期間航行させていない場合は、マリーナや船舶整備業者に船舶の状態を相談しましょう。

○漁船の事故については操縦者の高齢化に伴う高齢者による事故が全体の約半数を占めています。高齢の方々は、体調管理に気をつけて操縦にあたって下さい。特に見張りを徹底してください。